

乙第74号証の1

平成29年度

年 次 報 告

個 人 情 報 保 護 委 員 会

## 目 次

<b>第1章 委員会の組織等及び所掌事務</b>	1
<b>第1節 委員会設置の経緯</b>	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
<b>第2節 委員会の組織等</b>	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
<b>第3節 委員会の所掌事務の概要</b>	5
1 個人情報保護法等に関する事務	5
2 マイナンバー法に関する事務	7
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	13
<b>第2章 委員会の所掌事務の処理状況</b>	14
<b>I 個人情報保護法に関する事務</b>	14
<b>第1節 個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組等</b>	14
1 各種ガイドライン等の策定・公表	14
2 認定個人情報保護団体に関する取組	14
3 オプトアウト手続に係る取組	15
4 情報セキュリティ関係機関との連携	15
<b>第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等</b>	15
1 監督に係る処理状況	15
2 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用	16
<b>II マイナンバー法に関する事務</b>	17
<b>第1節 監視・監督</b>	17
1 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	17
2 立入検査等の実施状況	18
3 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	18
4 指導・助言等の状況	18
<b>第2節 特定個人情報保護評価</b>	19
1 特定個人情報保護評価書の承認	19
2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	19
3 特定個人情報保護評価指針の再検討	19
<b>第3節 その他</b>	19
1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承 認	19
<b>III 国際協力</b>	20
1 米国との対話	20
2 EUとの協力対話等	21
3 英国との対話	23

4 APEC CBPRシステムの推進	23
5 その他の海外のデータ保護機関等との連携	24
<b>IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務</b>	<b>25</b>
第1節 広報・啓発	25
1 個人情報保護法関係	25
2 マイナンバー法関係	26
3 国際協力関係	26
第2節 相談受付	26
1 個人情報保護法関係	26
2 マイナンバー法関係	27
第3節 人材育成	28
付章 活動実績	29
1 委員会会議	29
2 認定個人情報保護団体の認定の状況	32
3 個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況	35
4 個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数	40
5 行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数	40
6 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況	41
7 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況	41
8 マイナンバー苦情あっせん相談窓口における内容別受付件数	42
9 特定個人情報保護評価書の承認日	42
10 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	43
11 主な国際会議への出席	43
12 外国機関等の往訪等	44
13 個人情報保護法に関する説明会の実施状況	45
14 意見募集手続	46
15 職員研修	46

**【参考目次：分野別構成】**

I. 個人情報 保護法に關す る事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	1 個人情報保護法等に関する事務	P 5
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	I 第1節 個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組等	P 14
II. マイナン バー法に關す る事務	I 第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等	P 15
	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	2 マイナンバー法に関する事務	P 7
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	II 第1節 監視・監督	P 17
	II 第2節 特定個人情報保護評価	P 19
	II 第3節 その他	P 19

III. 国際協力  IV. 個人情報 保護法及びマ イナンバー法 に共通する事 務	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	III 国際協力 P20	
	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第1節 委員会設置の経緯 P1	
	第2節 委員会の組織等 P1	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務 P13	
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	IV 第1節 広報・啓発 P25	
	IV 第2節 相談受付 P26	
IV 第3節 人材育成 P28		

## 第1章 委員会の組織等及び所掌事務

### 第1節 委員会設置の経緯

#### 1 特定個人情報保護委員会の設置

平成 25 年 5 月 31 日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成 26 年 1 月 1 日に特定個人情報保護委員会が設置された。

#### 2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことでも踏まえ、平成 27 年 9 月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号。以下「平成 27 年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成 28 年 1 月 1 日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成 29 年 5 月 30 日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなった。

### 第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成 29 年 5 月 30 日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 3 項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣

が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（同法第62条）。

## 1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成される（個人情報保護法第63条第1項）。平成30年3月31日現在における委員長及び委員は、堀部政男委員長（元一橋大学法学部教授）、阿部孝夫委員（前川崎市長）、嶋田実名子委員（元花王株式会社理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員）、丹野美絵子委員（元独立行政法人国民生活センター理事）、手塚悟委員（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（東北大学大学院経済学研究科教授）及び宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第63条第4項）。

委員長及び委員の任期は5年であり、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（同法第64条及び第65条）。

また、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（同法第69条第1項）、平成30年3月31日現在において4人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（同法第70条）、平成29年度末の定員は103人となっている。事務局には、事務局長のほか次長、総務課及び参事官3人が置かれている。

## 2 予算

平成29年度の委員会の予算額（補正後）は、32億2,666万円となっている。

## 3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することとその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第60条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成28年2月に組織理念を決定し、これに沿って取組を行ってきた。

平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成29年5月12日に新しい組織理念を決定した（図1）。新たな組織理念は、①個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組、②特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督、③個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組、④多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信

を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第37条）

- ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。
- イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（マイナンバー法第33条）

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、必要に応じ、当該苦情について事業者等に報告を求め、また、当事者に対する説明、事業者等に対する指導・助言等を行う。

## （2）特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第2章Ⅱ第2節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている（マイナンバー法第28条）。委員会は、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

① 事前対応による特定個人情報の適切な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利

益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要的支出を防ぐことも期待される。

## ② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図2のとおりである。評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する評価実施機関は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会に提出するとともに公表する。

名加工情報の類型が新設され、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進するための環境が整備された。これを受け、平成 30 年 3 月 31 日現在で、300 社以上の事業者（小売、金融、医療・福祉・会計事務所等）が匿名加工情報の作成等を公表している。また、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備に向けて、匿名加工情報の取扱いに関する情報を委員会ウェブサイト上で公表するなど、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行った。

#### （4）非識別加工情報制度の運用状況等

行政機関個人情報保護法等改正法により改正された行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下これら 2 法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。）に基づき、その施行日（平成 29 年 5 月 30 日）に、行政機関等非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、委員会に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設し、行政機関等（行政機関及び独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）や民間事業者等からの問合せに広く対応している（付章 5）。

また、非識別加工情報制度の円滑な運用に資するよう、非識別加工情報制度の概要を分かりやすく説明した資料を委員会ウェブサイトで公表し、総合案内所等を通じて広く国民に同制度を周知するとともに、行政機関等が事務処理手続や安全確保の措置に関する規程類を策定する上で参考となる資料を各行政機関等に作成・配布し、さらに、行政機関等や地方公共団体の職員に対して運用実務に係る説明会を実施している。

行政機関個人情報保護法等においては、行政機関等は、毎年度一回以上、当該行政機関等が保有する非識別加工情報について、提案募集を行うこととされている。平成 29 年度においては、19 行政機関及び 122 独立行政法人等において、提案の募集が実施された（提案の募集対象となった個人情報ファイル数：行政機関 283 ファイル、独立行政法人等 1,649 ファイル）。

## II マイナンバー法に関する事務

### 第 1 節 監視・監督

#### 1 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

平成 29 年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、374 件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、地方公共団体から 1 件、事業者から 4 件の報告を受けた（マイナンバー法第 29 条の 4。付章 6）。

漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体におけるマイナンバーを含んだ書類の誤送付・誤交付であった。また、重大な事態については、マイナンバーが記載された書類が滅

失した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないよう指導等を行った。

## 2 立入検査等の実施状況

立入検査を行うに当たり、平成 29 年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、特性及び事務の内容等を勘案の上、選択的に実施することなどを定めている。平成 29 年度において、法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）等の遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関等 6 件、地方公共団体 18 件、事業者 3 件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善を求めた（マイナンバー法第 35 条及び第 29 条の 3 第 1 項。付章 6）。

また、地方公共団体のシステムセキュリティ面に重点を置く実地調査を 4 件実施し、特定個人情報の適正な取扱いに関して改善を求めた。

なお、地方公共団体に対しては、これらの調査結果等を踏まえ、システムセキュリティ面に限らず、広く特定個人情報の取扱状況を実地に確認することが重要であるとの観点から、試行的に検査項目を絞った立入検査も 13 件実施した。

## 3 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている（マイナンバー法第 29 条の 3 第 2 項）。

平成 29 年度において、平成 28 年度における全項目評価書又は重点項目評価書に記載されたリスク対策の措置状況等、立入検査等で把握した課題等を踏まえて委員会が設定した項目に係る特定個人情報の取扱状況について、2,242 機関から報告を受けた。

上記の結果を踏まえて、地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、33 団体に対して特定個人情報安全管理措置セミナーを開催した（付章 7）。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、40 団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施した。そして、訓練を通じて得られた知見について地方公共団体に対して周知するなどした。

## 4 指導・助言等の状況

平成 29 年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言を 173 件行った（付章 6）。

また、仮想通貨の取得の申込みと称して、マイナンバーの提供を求める事案が確認されたため、委員会ウェブサイトにおいて注意喚起文を掲載した。

## 第2節 特定個人情報保護評価

### 1 特定個人情報保護評価書の承認

第1章第3節2（2）で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている（図2（11頁））。

平成29年度においては、7の評価実施機関から評価書の提出を受け、当該評価実施機関の職員から評価書の概要を聴取し、内容について審査を行った上で、10件の承認を行った（付章9）。当該評価実施機関は、承認を得た後、評価書の公表を行った。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出することが義務付けられている。

### 2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

平成30年3月31日現在、2,858の評価実施機関が32,235の事務について評価書を公表している（付章10）。これらの評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価Web）に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない地方公共団体から委員会に提出される評価書について、必要に応じて記載方法に関する助言を行っている。

### 3 特定個人情報保護評価指針の再検討

マイナンバー法第27条第2項においては、特定個人情報保護評価指針について、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするとされている。この規定に基づき、特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、平成30年1月26日の第51回個人情報保護委員会において決定した「特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について」に基づき作成した特定個人情報保護評価に関する規則の改正案及び特定個人情報保護評価指針の変更案に関して、平成30年2月23日から約1か月間の意見募集を実施した（なお、改正後の委員会規則及び変更後の指針は、平成30年5月21日に公布・公表された。）。

## 第3節 その他

### 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認

## 6 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

対応事項	件数等
特定個人情報の漏えい 事案等の報告の受付	286 機関・374 件 (うち「重大な事態」(※1) に該当：5 件) (内訳) 行政機関等：4 機関、11 件 地方公共団体：220 機関、270 件 (うち「重大な事態」に該当：1 件) 事業者：62 機関、93 件 (うち「重大な事態」に該当：4 件)
うち「重大な事態」の内容	①地方公共団体において、約 250 人分のマイナンバーが記載された書類を紛失した事案 ②事業者において、プログラミングミスにより約 800 人分のマイナンバーカード等の本人確認書類の画像データを削除した事案 ③事業者において、火災により約 260 人分のマイナンバーが記載された書類を滅失した事案 ④事業者において、誤って約 440 人分のマイナンバーが記載された書類を廃棄した事案 ⑤事業者において、盗難により約 110 人分のマイナンバーカードの写しなどの書類が持ち去られた事案
立入検査の実施	27 件 (※2) (内訳) 行政機関等 6 件、地方公共団体 18 件、事業者 3 件
指導・助言	173 件

※1 「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第 2 条各号に掲げる事態である。

※2 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

## 7 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48 回	約 6,750 人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	27 回	約 2,590 人
全国市長会春期ブロック会議	10 回	約 700 人
地方公共団体情報システム機構セミナー	20 回	約 1,220 人
特定個人情報安全管理措置セミナー	3 回	約 60 人
計	108 回	約 11,320 人

## 8 マイナンバー苦情あっせん相談窓口における内容別受付件数

(期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日、単位：件)

分類	計	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情(※1)	18	1	2	1	2	12	0	0	0	0
相談	945	33	215	26	133	332	21	68	4	113
その他(※2)	73	4	8	1	1	13	0	21	1	24
計	1,036	38	225	28	136	357	21	89	5	137

※1 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

※2 マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

## 9 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
国税庁長官	国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書	平成 29 年 4 月 10 日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成 29 年 4 月 21 日
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書	平成 29 年 5 月 26 日
社会保険診療報酬支払基金	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務 全項目評価書	平成 29 年 9 月 4 日
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書	平成 29 年 9 月 4 日
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成 29 年 9 月 22 日
国税庁長官	国税関係（受付）事務 全項目評価書	平成 29 年 12 月 18 日
国税庁長官	国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書	平成 29 年 12 月 18 日
神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県医療従事者健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	平成 30 年 1 月 26 日
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成 30 年 1 月 31 日

## 10 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(時点：平成 30 年 3 月 31 日現在)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	8	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,186	31,350	29,379	1,407	564
独立行政法人等	26	32	24	1	7
地方独立行政法人	1	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	636	835	707	48	80
計	2,858	32,235	30,119	1,456	660

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

## 11 主な国際会議への出席

国際会議名	開催日	開催国等
インターネットエコノミーに関する民間部門での日米共催フォーラム	平成 29 年 4 月 5 日	米国
プライバシー専門職国際協会/グローバルプライバシーサミット 2017	平成 29 年 4 月 20 日	米国
ERA 会議（「グローバル化における安全かつ実効的な国際データ移転」に関するラウンドテーブル）	平成 29 年 5 月 11 日	ベルギー
OECD デジタル経済政策委員会デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会	平成 29 年 5 月 15 日、16 日	フランス
APPAN 29 条作業部会のワークショップ (GDPR Workshop with APPA Members)	平成 29 年 5 月 18 日、19 日	フランス
日 EU・ICT 戦略ワークショップ	平成 29 年 5 月 23 日	日本
欧州評議会条約第 108 号諮問委員会 (CoE108 総会)	平成 29 年 6 月 19 日～21 日	フランス
世界プライバシー執行機関ネットワーク (Global Privacy Enforcement Network : G PEN) ワークショップ	平成 29 年 6 月 21 日、22 日	英国
第47回アジア太平洋プライバシー機関(APPA) フォーラム	平成 29 年 7 月 10 日、11 日	豪州
第19回日 EU ビジネス・ラウンドテーブル	平成 29 年 7 月 11 日	ベルギー
アジア太平洋経済協力 (APEC) 2017 貿易・投資委員会電子商取引運営グループ	平成 29 年 8 月 18 日～25 日	ベトナム
第8回日米インターネットエコノミー(IED)	平成 29 年 9 月 21 日	米国